

プロジェクト 税効果会計

項目 第 346 回企業会計基準委員会及び第 41 回専門委員会で聞かれた意見
(法人税等会計基準(案)について聞かれた意見)**本資料の目的**

1. 本資料は、第 346 回企業会計基準委員会(2016 年 10 月 6 日開催)及び第 41 回税効果会計専門委員会(2016 年 10 月 11 日開催)(以下「専門委員会」という。)で議論された以下のうち、(1)について聞かれた主な意見をまとめたものである。
 - (1) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準(案)」(以下「法人税等会計基準(案)」という。)の文案の検討
 - (2) 「税効果会計に係る会計基準の適用指針(案)」の移管に関する検討

法人税等会計基準(案)の文案の検討について聞かれた意見

2. 事務局より、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」(以下「監査保証実務指針第 63 号」という。)に関する移管にあたって、事務局より、法人税等会計基準(案)について意見を求めたところ、以下の意見が聞かれた。

用語の定義に関する意見**(第 41 回専門委員会で聞かれた意見)**

- (1) 外国法人税の定義について、法人税法第 69 条を参照すると、法人税の税額控除の対象となる外国法人税に限定して解釈される可能性があるため、表現を見直す必要があると考える。

(対応案)

上記の意見を踏まえて記載を見直している。審議事項(3)-3 を参照。

当事業年度の法人税等に関する意見**(第 41 回専門委員会で聞かれた意見)**

- (2) 当期の法人税等の見積額に追徴の可能性を勘案して処理する実務もあると考えられるため、結論の背景などに当期の法人税等の見積額について記載することを検討してはどうか。

(対応案)

法人税等の見積額に追徴の可能性がある場合、法令に従い算定した額かどうかにつき、個々の企業の状況に応じて判断がなされることが考えられる。このため、法人税等会計基準(案)には、特段の記載をしないことでどうか。

不確実な税務ポジションの取扱いに関する意見

(第 346 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

- (3) 我が国のこれまでの会計慣行に照らした取扱いを重視し、監査保証実務指針第 63 号における取扱いを踏襲する事務局提案に賛成する。

(対応案)

事務局案に賛成する意見である。

- (4) 監査保証実務指針第 63 号の取扱いを踏襲することには賛成するが、更正等による追徴と還付に関する認識の閾値が国際的な会計基準と異なる場合、IFRS を任意適用する企業では、連結財務諸表における取扱いと個別財務諸表における取扱いが異なることになるため、今後の検討課題となると考えられる。

(対応案)

監査保証実務指針第 63 号の取扱いを踏襲する理由として、法人税等会計基準(案)に「我が国のこれまでの会計慣行に照らした取扱いを重視」したことを記載することでどうか。

(第 41 回専門委員会で聞かれた意見)

- (5) 国際的な会計基準と日本基準は、追徴に関する負債と還付に関する資産の認識の閾値の他、追徴に関する負債の測定も異なっている。このため、当該負債の測定についても結論の背景で言及する必要があると考える。

(対応案)

結論の背景には、監査保証実務指針第 63 号を踏襲するにあたって論点となった追徴に関する負債と還付に関する資産の認識の閾値についてのみ記載することでどうか。

- (6) (5)の意見に対し、負債の認識の閾値については、実務上、IFRS を適用した結果と日本基準を適用した結果に差異が生じるとは必ずしも限らないため、事務局提案で記載されている以外の差異項目を結論の背景に追加して記載することに反対する。

(対応案)

事務局案に賛成する意見である。なお、日本基準と IFRS 及び米国会計基準とは記載ぶりが異なるという点について、記載を見直した。審議事項(3)-3 を参照。

開示に関する意見

(第 41 回専門委員会で聞かれた意見)

- (7) 事業税（付加価値割及び資本割）の表示に関する定めについて、事務局提案では実務対応報告第 12 号における合理的な配分に関する定め趣旨が踏襲されていないと考えられるため、例えば、「合理的な配分方法に基づき」のような表現に見直す必要があると考える。

(対応案)

上記の意見を踏まえて記載を見直している。審議事項(3)-3 を参照。

- (8) 第 14 項について、「法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示する」という表現では、更正等による追徴税額又は還付税額を個々の税金に含めるように読めるため、監査保証実務指針第 63 号のように「法人税、住民税及び事業税」という科目に含めるような表現とする方がよいと考える。

(対応案)

法人税等会計基準（案）第 8 項の「法人税、住民税及び事業税」は科目の例示にすぎないため、法人税等会計基準（案）第 14 項で示した「法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示する」という記載でどうか。

- (9) 事業税（付加価値割及び資本割）の更正等の開示について、当該追徴又は還付が臨時に発生したもので、かつ、その金額が巨額である場合、特別損益として表示することができないのかを確認したい。
- (10) (9)の意見に関連し、文案のような記載方法は表示区分が画一的になる虞があるため、例えば、実務対応報告第 12 号の定めのように「原則として」という表現を用いるなど、実態に応じた表示区分を判断できるよう幅をもった表現とすることがよいと考える。

(対応案)

(9)及び(10)に記載した意見を踏まえて、「原則として」販売費及び一般管理費として表示するという、という表現に見直している。審議事項(3)-3 を参照。

その他の意見

(第 41 回専門委員会で聞かれた意見)

- (11)用語の定義や第 4 項の「所得等」について、事務局提案の文案では、「等」が示すものが明確でないものが含まれているため、会計基準の本文又は結論の背景で明確にする必要があると考える。

(対応案)

上記の意見を踏まえて記載を見直している。審議事項(3)-3を参照。

3. 事務局より、法人税等会計基準(案)に関するコメント募集及び公開草案の概要(案)について意見を求めたところ、以下の意見が聞かれた。

(第41回専門委員会で聞かれた意見)

- (1) 開示に関する質問事項を追加する必要があると考える。

(対応案)

上記の意見を踏まえて記載を見直している。審議事項(3)-2を参照。

以上